

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第12条第1項
処 分 の 概 要 : 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者 (委任先) : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第11条第2項 (行商従業者証) 及び第12条 (標識) 古物営業法施行規則第10条 (行商従業者証の様式) 及び第11条 (標識の様式)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 30日 (行政庁の休日を除く。)
申 請 先 : 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先 : 大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (電話 097-536-2131) 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考 :